

第1章 国際社会と国際法

本章に該当する論点は掲載していませんが、体系を意識して学習することは有益であるため、章名を残しています。

第2章 国際法の法源

論証1 慣習国際法の成立要件

A

慣習国際法として成立していると言えるためには、①**一般慣行**と②**法的確信**が必要である。

一般慣行とは、利害関係国を含む多数の国家によって当該実行が反復・継続され、国際社会において**広範かつ実質的に均一の慣行**となったことをいう。また、法的確信とは、当該慣行を**法規範として認識した上で行う**ことをいう（北海大陸棚事件参照）。

論証2 一貫した反対国の法理

C

慣習国際法が国家に対して法的拘束力を持つのは、国家が当該行為について合意したと認められるためである。したがって、**新たな慣習国際法成立以前から、その成立に一貫して反対し続けてきた国家は、当該慣習国際法成立後もそれに拘束されないものと解する。**

国際法平面においても、法の一般原則が適用される。ある国家がある法規を受け入れていることが、当該国家の行動等により**明白かつ継続的に示されており**、他国がそれを信賴した結果、**当該他国に不利益が生じる**ような場合には、当該国家が当該法規を受け入れたという事実を覆すことは、**禁反言（estoppel）**の原則に反し、許されない。